

Title	ワシントン海軍軍縮条約廃棄問題：日米関係の変化の観点から
Sub Title	On Japanese abrogation of the Washington Naval Treaty : from the viewpoint of the change of Japan-U.S.relationship
Author	河尻, 融(Kawajiri, Toru)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内 『法学政治学論究』 刊行会
Publication year	2014
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.100, (2014. 3) ,p.1- 28
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20140315-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20140315-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# ワシントン海軍軍縮条約廃棄問題

——日米関係の変化の観点から——

河  
尻  
  
融

- 一 はじめに
- 二 ワシントン体制
  - (一) 対米協調の成果としてのワシントン体制
  - (二) 軍縮と極東における政治問題の一体的解決
  - (三) 日本海軍の対米六割の理解
  - (四) 米国の中国外交
- 三 満州事変の影響
  - (一) 満州事変の勃発と米国政府の対応
  - (二) 対米協調からの視点の変化
  - (三) 海軍のレーゾン・デートルの確認
  - (四) 米国のコミットメントの弱さの露呈
- 四 結論

## 一 はじめに

昭和九（一九三四）年二月二九日、日本政府はワシントン海軍軍縮条約<sup>1</sup>の廃棄を通告した。さらに翌年一二月からロンドンで開催された第二次ロンドン会議本交渉からも脱退した（昭和一一年一月二五日）。この結果、日本は大正一一年以来続いてきた海軍軍備制限時代に終止符を打ち、昭和一二年以降無条約状態に突入することになった。<sup>2</sup>

日本によるワシントン軍縮条約の廃棄問題については、麻田貞雄やペルツ（Stephen E. Pritz）などによる優れた先行研究があるが、加藤友三郎や加藤寛治に代表される人物や「条約派」「艦隊派」などの派閥の思想や行動の観点からの研究が中心であった。ワシントン会議に海軍随員等として参加していた者には、その後栄進し、重要な立場でロンドン会議や第二次ロンドン会議などに関係した者が多い（加藤寛治、山梨勝之進、野村吉三郎、末次信正、永野修身、堀悌吉など）。したがって、ワシントン会議における六割比率の受諾をめぐる「両加藤」の対立を起点として、個人や派閥に分析の力点を置く手法にはそれなりの根拠がある。<sup>4</sup>しかし、最近においては、当時日本海軍がワシントン、ロンドン両軍縮条約との関連で抱えていた問題、すなわち軍事技術の変化や老朽艦船の代換建造の問題に焦点をあてた分析が行われている。<sup>5</sup>

本稿では主に日米関係の変化の観点からワシントン軍縮条約廃棄問題を考察する。ワシントン会議において日本が海軍力の対米六割の劣勢比率を受け入れ、山東問題などで中国側に対して譲歩を行った大きな理由は、日米関係を悪化させることを恐れるとともに、国際的な孤立を避けるためであった。その点では、本問題を考察するにあたって英国や仏国の動向を研究することも重要なことは言うまでもない。

ワシントン会議以後、独国の台頭など欧州情勢は大きく変化した。昭和九年、第二次ロンドン会議予備交渉を前に

して、英国では米国との関係を犠牲にしても日本との宥和を図り、限られた財源を空軍力の強化にあて、独国の脅威に備えるべきであるとするチェンバレン蔵相と日本との宥和の現実的可能性を疑問視し英米関係を重視するマクドナルド首相の見解が対立していた。<sup>(6)</sup>

仏国では伊国との関係の悪化により、伊国との主力艦のパリティーを定めたワシントン軍縮条約の更新・延長に同意することは困難な状況になっていた。仏国は北海において独国の、地中海においては伊国の脅威に備えなければならなかったからである。他方伊国は高まるナシヨナリズムの下、仏国とのパリティーを絶対必要としていた。<sup>(7)</sup> 広田外相は仏国と共同でワシントン軍縮条約を廃棄する方向を追求したが、仏国は政治的配慮からこれに同意しなかった。

このような状況において、仮に日本が昭和九年一月に廃棄を通告しなくても、仏国の反対などにより、ワシントン軍縮条約をそのままの五カ国条約の形で更新・延長することは非常に困難であったのではないかと思われる。このように本問題を考察するにあたり英国や仏国の動向を研究することは重要であるが、それは別稿において行うこととし、本稿では日米関係の変化の観点に絞って考察することとしたい。

## 二 ワシントン体制

### (一) 対米協調の成果としてのワシントン体制

日露戦争によって日本が満州に権益を獲得して以降、昭和一六（一九四二）年の太平洋戦争の開戦に至るまで、日米関係の中心的問題は、移民問題などの例外を除き、日中関係であったと言っても過言ではないほど大きな比重を占めてきた。「日本がフィリピンとハワイに領土的野心を持たず、アメリカが朝鮮半島を中心とする日本の勢力範囲に

介入する意志を持たない中で、両国間の摩擦は対中国政策をめぐって高まっていった。<sup>(8)</sup>そして第一次世界大戦の終了に伴い、米国が国際政治の舞台において戦後秩序の担い手として大きな比重を占めるようになる、日本の中国政策そのものが対米関係を抜きにしては考えられないようになった。

三谷太一郎によれば、原内閣によって「(世界のデモクラシー化に対応するため、)打ち出された対米協調は必然的にアメリカの『姉妹共和国』たる中国へのアプローチの転換を伴うものであった。すなわち、対米協調は主として中国問題との関連においてその現実的意味を持ったのであり、逆に中国問題の解決は対米関係の調節なくしては考えられなかった。つまり、対米協調とは主として中国政策における対米協調であり、従ってそれは直ちに对中国政策の転換を意味したのであった。」<sup>(9)</sup>

米国は大正一〇年七月一日、第一次世界大戦後の建艦競争に終止符を打つことと第一次世界大戦中の日本による対華二一カ条要求問題やシベリア出兵問題など不協和音の目立つ東アジアにおいて、列強間の協調体制を確立することを目的として、日・英・仏・伊各国に対しワシントン会議開催について非公式に提議を行った。「国難来る」といった新聞論調もあった中で、日米関係を重視する「原首相は敢然と(招請に)応じ、太平洋の対岸のパートナーの役割を担おうとした。」<sup>(10)</sup>

ワシントン軍縮条約で英米日の主力艦の比率は五・五・三と定められた。英米間はパリティーとなるとともに、日本は対米六割の比率となった。対米六割という数字は妥協の産物であった。米国側が六割を主張したのに対し、日本側が七割を主張し、結局フイリピン、グアムなどの非要塞化を条件として、日本側が六割を受諾した。米国が会議において六割の根拠としたのは、建造中のものを含めた主力艦の現勢力比であった。日本側の加藤寛治(海軍首席随員)らの主張した国家の安全確保のための所要海軍力という観点からの議論は行われなかった。国家の安全確保の見地から必要な海軍力を議論すれば「議論紛糾シテ容易ニ決定セサル」<sup>(11)</sup>というのが米国の主張であり、日本側はそれに

押し切られる格好となった。

この時の日本側首席全権加藤友三郎の考えは以下の電文に要約されている。「(日本が七割の主張に固執した場合) 今回ノ会議ヲ失敗ニ帰セシムルノミナラス、将来海軍競争ヲ惹起シテ我ハ結局六割以下ノ率ニ下ルヘキハ勿論、帝国ノ将来国际上全ク孤立ノ地位ニ陥リ或ハ我ニ對抗シテ英米支仏間ニ堅キ提携ヲ生スルコトナキヲ保セス。実ニ現下ノ状態ハ帝国ノ将来ニ取り禍福ノ決スル分岐点トモ見ルヘク誠ニ憂慮ニ堪ヘス。」<sup>(12)</sup> 加藤は将来の「海軍競争」だけではなく「国际上全ク孤立ノ地位」となることを憂慮して六割を受諾したのであった。<sup>(13)</sup>

ワシントン会議における極東問題の討議において、日本は山東問題などで中国に対して幾つかの大きな譲歩を行った。重要なことは、日本側の譲歩は日中二カ国間の直接的な力関係によるものではなかったことである。日本が日中関係の改善を通して米国、ひいては世界との関係改善を図ろうとしたのであった。

このことは、山東問題の中にあつて最も難関とされた鉄道処分についての日本全権の請訓中によくあらわれている。第一次世界大戦によってドイツから獲得した山東鉄道の処分について、日本が影響力保持のため中国との合弁案、次いで借款案を主張したのに対し、中国側が現金または国庫証券による即時買取案を主張して譲らず、ついに会議はデッド・ロックに乗り上げた。ここで日本全権は内田外務大臣に請訓を行ったが、そのなかで次のように述べている。「此ノ機会ニ於テ多年ノ難関ヲ解決シテ列国ノ疑惑ヲ一掃シ、折角日本ノ立場ニ付キ漸次良好ナル了解ヲ得ツツアル今日、一層日本ノ对支関係ニ寛大公正ナル態度ヲ明示スルコトハ帝国ノ国際政局ニ於ケル地位ヲ良好ナラシメル為最モ得策ニシテ且ツ絶好ノ機会ナリト信ジ、御訓令ノ趣旨ニ反セザル限り譲歩ノ態度ヲ示シツツ支那側トノ交渉継続ニ努メ」てきたが、鉄道問題について日中双方の根本の主義が異なるため、何らかの譲歩を行わなければ、一両日間は交渉を引き延ばし得るが、ついに交渉を打ち切るか、あるいは英米側に調停を依頼するかのほか途のない状況となった。「此ノ際難キヲ忍ンデ更ニ譲歩シ大局上ヨリ打算シ、一日モ早く解決スルノ要アリ。殊ニ山東問題ノ解決ヲ予想

セル『ロッジ』一派ヲ始メ米國上院ノ形勢ハ本件解決如何ニヨリ悪化シ、以前ノ反対ヲ固持セザルベカラザルノ地位ニ歸ルノ虞アリ」として、中国側の主張する現金即時払いによる解決を強く要請したのであった<sup>(14)</sup>（最終的に国庫証券による買収で合意）。

このようにワシントン体制は米國との協調またそれを通じて国際的な孤立に陥ることを防止するという観点から成立したのであった。

## (二) 軍縮と極東における政治問題の一体的解決

ワシントン会議において、海軍の軍縮と極東における政治問題の解決という二つの問題はそれぞれ別個には解決できない問題であり、一体として解決されなければならないものであることは米國にはよく認識されていた<sup>(15)</sup>。このことはワシントン会議の冒頭の米國ヒューズ國務長官の演説によくあらわれている。

抑モ本會議ニ太平洋極東問題ノ討議ヲモ含マシメタルハ、軍備制限ニ関スル協定ヲ妨ケ又ハ之ヲ遅延セシメンカ為メニ非スシテ、本會議ヲ機會トシ極東ニ於ケル主義政策ニ関シ共通ノ諒解ヲ遂ケ各国軍備ノ根源ヲ減殺シ又ハ出來得ヘクシハ全然之ヲ除去シ仍テ以テ軍備制限ノ企圖ヲ助成センカ為ニ外ナラス<sup>(16)</sup>。

米國の會議戦略は成功し、ワシントン會議は「海軍軍備制限に関する条約」、日英同盟の廃棄や太平洋における領土の相互尊重などを定めた「太平洋方面に於ける島嶼たる属地及島嶼たる領地に関する四國条約」（以下「四カ國条約」という）、中国の主權、獨立、領土的・行政的保全、中国における機會均等、門戶開放などを定めた「中国に関する九國条約」（以下「九カ國条約」という）などの成果を生み出した<sup>(17)</sup>。重要な点は、ワシントン軍縮条約における日本

の対米六割の制限が、九カ国条約の定める中国の領土保全や中国における門戸開放などの誓約と一体のものとしてとらえられたことであった。軍縮問題と極東の政治問題の一体的解決は、ワシントン会議の大きな特徴をなすものであるが、一体的解決の結果、対米六割の比率は日本の防衛というよりも極東における日本の行動の抑制という観点から日米ともに強く意識されるようになった。

### (三) 日本海軍の対米六割の理解

ワシントン軍縮条約締結当時、日本の対米六割の比率は米国海軍軍人に不満なものであった。プラット (William Pratt) 当時海軍将官会議委員、のちに海軍作戦部長) などを除く多くの米国海軍軍人はワシントン会議の決定に反対であった。米国海軍は第一次世界大戦以後ドイツに代わって日本を最も敵国となる可能性のある国と考えてきており、大正八年には海軍を二分し、一つを大西洋にもう一つを太平洋に配備するなどの措置を取ってきた。<sup>(18)</sup> ワシントン会議の準備段階において、海軍将官会議は望ましい日米海軍の比率は、日英同盟が廃棄されることを前提にして一〇対五であるとの意見を提出していた。しかし、これは国務長官をはじめ政治指導者の受け入れるところとならなかった。また日本側の六割の比率受入れの交換条件であったフィリピンやグアムなどの非要塞化の受入れによって、米国海軍は有事の際の前進根拠地を失うこととなった。条約に批判的な者は、日本こそがワシントン軍縮条約の最大の受益者であり、日本は極東における支配的な地位を与えられたと述べた。<sup>(19)</sup>

「海軍の戦略家達は政府の公にされた立場を最終的なものとしては受け入れなかった。これらの立場の幾つかのものは余りにも曖昧であったし、他のものは余りにも多くの条件付きであった。海軍将校たちは、そのために政治的権力が戦わねばならないかもしれないものについて、彼らの方がより明瞭な長期的意見を持っていると考えた。しかし、最悪の場合に備えた彼らの推論はほとんど支持を得ることはできなかった。」多くの米国海軍軍人にとって、日本の

自己抑制に依存することは政策の基礎を能力ではなく意図に置くものと思え、米国の政治家はアジアに対するコミットメントを裏付けるための軍事力の問題について無知であるように思えたのであった。<sup>(20)</sup>

日本海軍では、ワシントン会議全権に対する政府の訓令にあるように、「帝国ノ海上兵力ニ関シテハ地理的地位及国情ニ鑑ミ強テ他ノ強大国ト均勢ヲ主張セントスルモノニ非スト雖モ、帝国ノ安全ト世界平和ノ維持トノ為少ナクトモ東洋ノ海面ニ於テ彼等(他の強大国)ノ運用シ得ヘキ実勢力ト略均勢ヲ保持スルニ足ルモノ」<sup>(21)</sup>を必要とし、具体的に米国海軍に対する比率では一〇対七を必要とすると考えていた。対米六割の比率は日本の安全や西太平洋における海上兵力の均勢を否定するものと考えられた。

対米六割の数字が日米海軍力の優劣にとつて客観的にどのような数字であったか述べることは困難である。それは時代の進展に伴い、軍事技術の発達などにより変化するものであった。そもそも日本海軍の対米七割という数字は決戦海面における七割ではなかった。太平洋を横断してくる米国の戦艦部隊を、その進出途上において潜水艦や巡洋艦・駆逐艦あるいは航空機による攻撃で七割程度に漸減することによって、決戦海面においては概ね日米が互角の戦艦勢力になるようにした上で、最終的な決戦に勝利しようとする構想であった。<sup>(22)</sup>しかし、当時潜水艦や航空機の戦艦に対する攻撃力の評価は必ずしも確立されたものではなかった。したがって、それらを用いた邀撃漸減作戦の効果についても確立されたものがあつたとは思えない。航空機や潜水艦の開発、あるいは海軍力整備にあつた一つの努力目標であつたと思われる。

昭和八年一〇月、当時軍令部第二部第三課(軍備担当)(のちに軍務局第二課長、海軍省第一委員会の中心メンバーとして日米開戦までの時期に活躍)の石川信吾中佐は、「次期軍縮対策私見」において次のように述べている。

想定相手国兵力ニ対シ主張スベキ某比率ノ当否ハ、用兵当局ニ在ル責任者ノ主観ニ依リテノミ決定シ得ルモノニシテ、既ニ数  
学的議論ヲ離レ兵術的信念ニ基ツクモノナルガ故ニ、之ヲ他ニ理解セシメルコトハ勿論、説明スルコトサエモ不可能ナリ。況ン  
ヤ用兵当局者ノ信念其ノモノガ必ズシモ人ト時トニ係ラズ絶対不動ノモノナリト称シ難キニ於テオヤ。<sup>(23)</sup>

いづれにせよ、日本海軍では、対米六割の制限は極東における日本の行動を米国が抑制するためのものとして受け  
止めてきた。そもそもワシントン会議以前の日米の対立が極東における日本の行動をめぐるものであったからである。  
石川信吾は次のように述べている。

我が滿蒙対策ト米国東洋政策トノ衝突ハ、滿州事変ヲ機トシ愈最後ノ清算ニ向ヒ急転シツツアル処（以下略）。夫レ故ニ、米  
国ハ其ノ渡洋作戰上必勝ノ自信ヲ失フ如キ条約改定案ニ対シテハ、右提案ガ比率主義ニ依ルト否トニ拘ラズ断然之ヲ拒否スベキ  
コト明ナリ。<sup>(24)</sup>

また、六割が極東における日本の行動を抑制するためのものであることは、累次の米海軍高官の発言によつても裏  
付けられてきたものであった。<sup>(25)</sup>

#### (四) 米国の中国外交

ワシントン会議において米国が極東問題の政治的解決を求めたのは、中国に対する同情からというよりも、米国の  
国益の観点からであった。ハーディング大統領やヒューズ國務長官によつてワシントン会議が計画されたのは、中国  
で高まりつつあるナショナリズムに対応するためというよりも、経費のかかる軍拡競争なしに米国の安全保障を――

国際連盟の外で——求めようとしたからであった。<sup>(26)</sup> ワシントン会議が始まった時、米国民は感情の上では中国の立場に好意的であったし、米国と中国の代表団は密接に協力さえもした。しかし、ワシントンにおける日英米三国の主要な目的は中国の発展を図ることや中国を保護することではなかった。これら三国の関心は中国における三国間の競争の安定化を図ることであった。中国はトルコと同様に、その弱さが外国の冒険主義を誘発するがゆえに、列強間の紛争の潜在的な原因と見られていたからである。米国による中国の領土保全の主張は日本側を困難な立場に置くものであったが、米国全権の一人であったルートは私的会話において、この原則は日本側の既得権益には影響しないと述べて日本側を安心させていた。中国が要求した関税自主権の回復については、輸入品について五パーセントの増加を認めただけで、将来の会議の議題とされてしまった。同じく中国が要求した治外法権の撤廃は、この問題を研究するための委員会を設置するにとどまった。外国軍隊の撤退の要求に至っては何もなされなかった。当然のことながら、中国側はワシントン会議の結果について大きく失望した。<sup>(27)</sup>

さらに重要なことは、中国の領土保全や門戸開放に対する米国のコミットメントは米国がそのために日本と戦争を行うほど強いものではなかったことである。この点について、軍人を排除して構成された米国全権団の一人であったルートは次のように述べている。

彼ら（米国全権たち）は、いくつかの前提に立って議論を始めた。それ（前提）は、中国における門戸開放や領土保全について、そのために戦争に訴えるほどの関心を米国は有していないということであり、また、多分日本はそのことを平均的な米国人よりも良く認識しているということであり、さらに巨大な支出を必要とするにはこの国において非常に強い反対があるため、我々の海軍計画の成り行きは非常に疑わしいということであった。<sup>(28)</sup>

日本外交において、満蒙の特殊権益の維持と対米協調が両立されている限り大きな問題は生じなかった。しかし、中国のナショナリズムの進展により、それが両立しなくなると、満蒙の特殊権益の維持のためには日米協調を犠

牲にしてもやむをえないと判断される事態が生じたとき、先に述べた米国のコミットメントの弱さは、九カ国条約のみならず、軍縮条約の基礎をも揺るがすものとなった。

### 三 満州事変の影響

#### (一) 満州事変の勃発と米国政府の対応

昭和六（一九三二）年九月一日、満州事変が勃発した。蒋介石は国際的な圧力により日本軍の行動を抑制しようとして国際連盟や米国などにアピールを行ったが、当時米国のフーバー政権は二年前に発生した大恐慌からの脱出に忙殺されていた。また大多数の米国民が有していた外交上の関心も旧同盟国からの戦債の取り立てという視野の狭いものに限定されてしまっていた。日本が満州において長い間支配的であったため、米国民はそのことを好まないにせよ、そのことに慣れてしまっていた。国務省の指導的人物も基本的に、日本が満州に死活的に重要な権益を有するのに対し、米国は重要な利益を保有していないことを認識していた。彼らは中国に対する強い同情と日本の勢力に対し——特に満州において——挑戦を行おうとはしないとの二つの性向をあわせ持っていた。<sup>(29)</sup>

ステイムソン国務長官の事変に対する対応も、当初は幣原外相ら日本政府が軍部をコントロールすることを期待して、穏健なものであった。しかし日本軍による錦州爆撃、上海事変などによって米国政府の対応は変化した。満州事変に懸念を有した米国人たちは、「中国に対して懸念を有したわけではなく、平和制度（の維持）に懸念を有したのであった。」日本の軍事的な侵略は四カ国条約や九カ国条約、不戦条約などの平和維持の制度を危うくするものと考えられた。日本との戦争もあり得ず、また日本との宥和も選択肢とはなり得ない中で、ステイムソンは不承認政策

(フーヴァー・スティムソン・ドクトリン)を打ち出した。その後上海事件に憤激してスティムソンは、上海に軍艦を増派するとともに海兵隊の追加配備も行った。日本に対して正式の抗議が行われ、経済制裁の可能性さえ否定されなかった。しかし日本はこれらの威嚇にたじろぐことはなかった。英国と仏国はこの問題について本質的に日本寄りであったし、米国内においても反日的な感情はあっても、それは日本に対して強い行動をとることを支持するほどのものではなかったからである。<sup>30)</sup>

フーバー大統領の回顧録によれば、この時期、軍事顧問たちに米国が単独で日本と戦争になった時の見通しを尋ねたところ、軍事顧問たちは日本に対して勝つことはできるが、それには四年から六年かかるであろうと述べたのとである。なお回顧録にはスティムソン國務長官(フーバーによればしばしば外交官というよりも戦士であった)が米国単独でも日本に対して経済制裁すべきであると述べたのに対し、それは戦争になると反対したと記述されている。「アメリカを守るためなら私(フーバー)は戦争を行うことに異存はなかったが、一人で虎に針を刺して回ったり、意味のない制裁を科したりすべきではないと信じていた。<sup>31)</sup>」

満州をめぐる問題はその後も日米にとって解決が困難であった。日本にとって満蒙の特殊権益の問題は日露戦争以来の譲れない生命線であった。他方米国にとって問題であったのは、具体的な利益よりも門戸開放や中国の独立や領土保全などの理念であった。北岡伸一は、日米戦争の争点としての中国問題について、日米間に具体的な争点が欠如していたことを取り上げている。日米対立が顕在化したのは満州問題についてであったが、米国が当時満州において持っていた貿易上の利益はごくわずかなものであった。「侵されていたのは、(米国の)門戸開放の理念の方であり、かなり遠い将来の利益であった。(略)ここに、日米関係の特徴である、対立の顕著な非対称性を見ることができ、アメリカは現実にはわずかにしか存在しない、ある意味では想像上の利益を守るために、日本のもつとも重要な権益を脅かそうとする。それを日本は生死に関わる問題と考える。」そして、日米関係について「具体的な利害対立が少

なかつたゆえに、実は妥協が困難だった」としている<sup>(2)</sup>。

## (二) 対米協調からの視点の変化

満州事変の日本海軍に対する影響は三つのものに大別される。一つは対米協調路線の蹉跌（幣原外交の終焉）に伴うものである。先に見たようにワシントン体制は日米協調の枠組みの中で成立した。しかし、満蒙における権益を擁護するため、日米協調を犠牲にしてもやむを得ないと日本が決断したとき、状況は大きく変化した。もとより国力の差は誰もが認識するところであり、満蒙の権益と両立する範囲での日米の友好は日本の切望するところであった。しかし、満蒙をめぐる日米の対立は根本的に解決することが困難な問題であった。

日米協調の視点からの変化によって、対米六割の比率を持つ不平等性や国防の不安感が強調されるようになった。パリティー（均等）というのは、特に理由を説明する必要がないほどわかりやすい、また安定的な基準である。戦前の英米のような協調関係にある国家間のみならず、戦後の戦略核兵器制限協定（SALT）の米ソ間のような敵対的関係においても安定的基準として使用された。これに対し、六割という数字にはある種の人為性、それに伴う不安定さがある。日米関係が協調的であった時はともかく、いったんそれが対立を前提とするものとなった時、六割側に不平等ではないかとの不満を高めた。六割側が十割側を攻撃して勝つチャンスはゼロなのに対し、十割側が六割側を攻撃して勝つチャンスはないとは言えず、六割側は常に緊張を強いられるからであった。特に軍事技術の進歩の結果、距離のもたらず利益が急速に失われようとしていると感じられているときは日本側に国防の不安感を生じさせるものとなった。

昭和九年当時連合艦隊司令長官の職にあった末次信正は次のように述べている。

第一ニ国防安固ノ点ヲ顧ルニ、艦型並ニ比率ヲ拘束スル現条約ハ軍備上国情ニ応ジテ当然必要トスル自由裁量ノ余地ヲ奪ヒ、低比率国ヲシテ全然守勢ニ立ツノ外ナク、攻守ノ自由ハ総テ高比率国ニ委セシムルコトトナリ、此ノ条約ノ存在スル限り我国防ハ永久ニ不安ヲ免レザルベシ。斯ル条約ハ一日モ速ニ之ヲ廢棄シ獨立国トシテノ国防自主權ヲ回復セザルベカラズ。<sup>(33)</sup>

「国防自主權」や「生存權平等の公理」の主張は、ワシントン軍縮条約の廢棄にあたり、海軍省軍事普及部のパンフレットなどにおいて、声高に主張されたのであつた。<sup>(34)</sup>

### (三) 海軍のレーゾン・デートルの確認

満州事変が海軍に与えた二つめの影響は、それが海軍のレーゾン・デートルを確認するとともに以後の軍備充実要求を正当化するものとなつたことである。末次信正は次のように述べている。

現下時局ノ中心ヲ為スモノハ満州問題ナリ。今後ハ海軍軍縮ガ漸次重大化シ、満州問題ト相併ビテ時局ノ中心問題タルベシ。然ルニ此ノ兩者ハ実ハ本来同一物ニシテ、一ハ其ノ表ヲ示シ他ハ其ノ裏ヲ語ル不可分ノ關係ニ在リ。蓋シ満州ヲシテ今日アラシメタルハ主トシテ陸軍ノ功績努力ニ歸スルモ、連盟ノ抗議ニ屈セズ米國ノ恫喝ヲ退ケテ陸軍ヲシテ後顧ノ憂ナカラシメタルハ、西太平洋ノ海權ヲ掌握スル我海軍ノ嚴然タル實力ニ恃ミタレバナリ。此ノ海軍力ノ消長ニ関スル軍縮問題ガ満州問題ト表裏因果不可分ノモノタルハ何人モ容易ニ首肯シ得ルトコロナルベシ。<sup>(35)</sup>

「連盟ノ抗議ニ屈セズ米國ノ恫喝ヲ退ケ」たのは、西太平洋における「我海軍ノ嚴然タル實力」のゆえであるとして、満州事変の成功は海軍のレーゾン・デートルを示すものとなつた。

昭和6（1931）年末（上海事変当時）日米海軍勢力比較表（臨時調査課）

潜水艦	駆逐艦	乙級巡洋艦	甲級巡洋艦	航空母艦	主力艦	艦種	日		米		日／米比率 (トン数)
							隻数	トン数(千トン)	隻数	トン数(千トン)	
六七	七九	一七	八	三	一〇		七	六五	五八	一七	一一二
							七一	七二	八五	一七	一一四
							八一	一〇	七〇	一七	一一六
							六八	八	七三	一七	九四
							六一	三	七八	一七	七九
							二九八	一七	五〇三	一七	五九

(注)『昭和社会経済史料集成』第一巻海軍省資料一(大東文化大学東洋研究所、昭和53年)211頁の表から作成。隻数、トン数ともに、ワシントン・ロンドン両軍縮条約に定める艦齢のものに限定。トン数は百トン台四捨五入。比率も小数点第1位を四捨五入。原史料では、主力艦、航空母艦の日／米比率が、それぞれ「六三」、「五三」となっていたが、計算が合わないため、それぞれ、「五九」「七九」とした。

ステイムソン・フーヴァー・ドクトリンの発出や実行されずに終わったものの日本に対する経済制裁の動きは海軍の米国に対する警戒感を高めた。また昭和八年にフランクリン・ローズベルトが大統領になって以降、海軍力の増強に消極的であったフーバー政権時代とは異なり、条約限度までの建艦を授權したビンソン・トラメル法を成立(昭和九年)させるなど米国海軍の増強に力を入れ始めたことは、日本海軍にとって懸念材料となっていく。表は、昭和六年末(上海事変当時)の日米の海軍力を比較したものである。

主力艦や航空母艦を除き、日本の海軍力は甲級巡洋艦でほぼ均等、それ以下の艦種では日本側が優勢であることが

わかる。

これら米国の動きによって海軍は軍備充実要求を強めることとなったが、この海軍の軍備充実要求は、確認された海軍のレーゾン・デートルの基盤の上に立ってなされたものであった。

昭和十一年の帝国国防方針の改定をめぐる、想定敵国としての露、米の記載順序について陸海軍間で論争があった時、寺内陸軍大臣が「国防方針ニ『目標トシテ露国、米等ニ差等ナシ』ト云フハ不可解ニシテ、先ヅ露ナラ露ヲ始末スル為ニ力ヲ第一ニ尽クスコト至当ナラズヤ」と述べたのに対し、永野海相は「境ヲ接スル露ガ危険ニテ、離レ居ル米ガ然ラズト云フコトナシ。近ク居ル者ガ刀ヲ持チ、離レ居ル者ガ銃ヲ持ツト云フコトアリ。(略)上海事件ノ時、米ノ『ステイムソン』の要求ニ拘ラズ軍令部長の『ブラット』ノ反対セシハ、日本海軍ガ充実ノ為ナリ」と答えた。<sup>(36)</sup>満州事変が海軍のレーゾン・デートルを確認するものであったからこそ、永野は陸軍の要求に対して、強く対抗することができたのである。

#### (四) 米国のコミットメントの弱さの露呈

先に見たように満蒙の權益をめぐる日米の対立は、具体的利益対理念という対立の非対称性のゆえに解決が困難な問題であった。したがって、以後日本側においては、その前提の上に立って、日米が決定的な対立に陥り日米戦争となることを防止するため、ぎりぎりどこまでなら米国は日本の行動を許容するだろうかという、いわば米国との間合いを探ることが極めて重要な問題となっていた。「対米戦モ辞セズ」との勇ましい言葉とは裏腹に、実際は米国とのギリギリの間合いを測っていくというこの心的態度は、以後ワシントン軍縮条約の廃棄問題のみならず、日中戦争を経て、一九四一年の南部仏印進駐の決定まで続いていく。

米国とのギリギリの間合いを測るということは、米国の国益を米国にとって死活的に重要な国益とそれ以外のもの

に区分することによってはじめて可能となる。そして観念的に米国の国益を二分する考え方は、ワシントン軍縮条約を廃棄しようとする者にとって力を与えることになったのではないか。

なぜなら、満州事変は、中国における門戸開放や中国の領土保全など米国がワシントン会議において擁護しようとした理念に対する米国のコミットメントの弱さを露呈した。それらが少なくとも満州に関する限り、米国の死活的利益でないことを明らかにした。他方日本海軍には、軍縮条約廃棄後においても米本土やハワイ、パナマ運河など米国の死活的利益と考えられるものを脅かそうという考えはなかったからである。

昭和九年のロンドン会議予備交渉に向けて日本政府内で様々な意見交換が行われた。その中で顕著なのは、無条約状態となった後の事態に対する海軍の樂觀論である。「建艦競争の場合自ら限度ありや」との陸軍省永田鉄山軍務局長からの質問に対し、吉田善吾軍務局長は「限度ありと思ふ、寧ろ競争は余り大ならざるべし」と答えた（六月一日）<sup>37</sup>。「会議不成立の結果国際情勢に及ぼす影響及製艦競争」に関する林銑十郎陸軍大臣からの質問（七月二〇日）に対し、大角岑生海軍大臣は「国際情勢の悪化は絶無とは云へず。また多少製艦競争を惹起することあるべきも八分通りは大丈夫と考えあり。斉藤大使の話を聞けばこの種懸念も軽減するやに感ず<sup>38</sup>」と述べた。

大角は「斉藤大使の話を聞けば此の種懸念も軽減するやに感ず」と述べているが、当時一時帰国中であつた斉藤博駐米大使が大角にどのような話を行ったかについては残念ながら史料がない。ただ日本が第二次ロンドン会議から脱退した直後のことであるが（昭和十一年二月六日）、斉藤は広田外務大臣の求めに応じ、今後の米国の対外政策等について長文の報告を行った。この報告の中に斉藤の条約廃棄後の日米関係に対する考え方があらわれている。

（米國）海軍当局トシテハ兩条約廢止後ニ於テモ他國ノ海軍政策ニ著シキ變化ナキ限リ現計畫ニ對シ一大變更ヲ加フルコト先ツナカルヘキヤニ考ヘラル。要スルニ海軍問題ニ関スル米國政府ノ態度及輿論ノ向背ハ今後帝國ノ東亞ニ於ケル行動及海軍充實

ノ態度如何ニ係ル所最大ナリト云フヲ得ヘシ。

(略)

然ラハ米国人ノ頭ニ米国力帝国ニ対シ何等カ新態度ニ出ツル必要アリト映スルカ如キ事態如何ヲ想像スルニ夫レハ唯日本カ強大ナル侵略的国家トシテ米国力ノ重大利益ヲ脅カサントスルカ如キ実感ヲ與ヘタルトキニ限ラルヘシ。米國ト雖単ニ感傷〔「センチメンタル」〕的動機又ハ道德的優越感ニ依リ冒險ヲ試ミントスルモノニアラス。

(略)

帝国カ東洋平和ノ枢軸トシテ充分説明ヲ與ヘ得ヘキ合理的行動ニ出テ居ル限り日米關係ヲ重大難局ニ導クノ惧ナキモノト信ス。<sup>39)</sup>

齊藤は軍縮条約の廃棄という行動自体が、すなわち六割の制限破棄が、ただちに日米關係を重大な事態に導くとは考えていなかった。日米關係は今後の日本の「東亞ニ於ケル行動及海軍充実ノ態度如何」によるとした。そして、日本が今後米国の「重大利益」を脅かさず、その行動が「東洋平和ノ枢軸トシテ充分説明ヲ與ヘ得ヘキ合理的行動ニ出テ居ル限り」日米關係は重大な難局に導かれることはないとした。

このような考えは条約を廃棄しようとする者の「懸念も軽減」するものであった。日本海軍が条約廃棄後に目指していた軍事力充実は、少なくとも主観的には「東洋平和ノ枢軸」としての「合理的行動」であり、米国の「重大利益」を脅かさうという考えは全くなかったからである。

昭和一〇年の第二次ロンドン会議の準備のため設置された昭和一〇年海軍軍備制限研究委員会の報告中の「歴史ヨリ見タル建艦競争ニ関スル一考察」は、建艦競争を国家の「死命的要求」から生じているものとそれ以外のものに区分した。

而シテ建艦カ兩國共其ノ国家生存上ノ致命的要求ニ出ツルモノナルトキハ兩國トモ讓歩ノ余地ナク之ヲ平和的手段ニ依リテ終息セシムルコトハ蓋シ不可能ナルベシ。大戰前ノ英独ノ建艦競争ハ概ネ之ニ属ス。然ラサル場合ニ於テハ之カ妥協ニ達シ得ル公算アリ。華府倫敦兩条約ニ就テ之ヲ見ルニ（中略）米國ノ建艦ハ生存上ノ直接的脅威ヨリモ寧ロ世界第一主義的野望其他感情問題等ヲ多分ニ包含セルヲ以テ種々ノ国内的難問題生スルヤ建艦競争ノ敢テ有利ナラサルニ鑑ミ茲ニ其ノ妥協ヲ企図スルト共ニ當時ノ情勢ニ於テ英ハ勿論帝國モ兎ニ角国防ノ安固ヲ確保シ得ルノ算アリタルヲ以テ兩条約ノ成立ヲ見タリト観ズルヲ得可シ。<sup>(4)</sup>

建艦競争が兩國の「致命的要求」から生じている場合には、相互に讓歩の余地ないため平和的に終息させることは困難である。しかし、そうでない場合は妥協に達し得る「公算」がある。この考えに立てば、日本がワシントン軍縮条約を廃棄して日米間に建艦競争が生起しても、日本は米國の「致命的要求」を脅かそうとしているわけではないので、「種々ノ国内的難問題生スルヤ」建艦競争が終息を見る可能性があることとなるわけであつた。<sup>(4)</sup>

## 四 結 論

海軍軍縮条約を含むいわゆるワシントン体制は、日本が日米協調をその外交の主要目標としたことにより成立した。しかし、中国におけるナシヨナリズムの進展により、日本がその生命線としてきた滿蒙の特殊權益を防護するためには、日米協調を犠牲にしてもやむを得ないと決断したとき、大きく事情が變化した。日米協調からの視点の變化により、対米六割制限は不平等であり国防の不安感をもたらすものであるとの不満が高まった。滿州事變とそれ以後の展開は、海軍のレーゾン・デートルを確認するとともに、以後の軍事力充実要求の基盤を提供するものとなった。また日本の行動に対し米國が經濟制裁さえも行えなかつたことは、中国の領土保全などに対する米國のコミットメントの

弱さを露呈した。このことは米国の死活的利益を冒さない限り、米国は日本に対し重大な行動に出ることはないとの考えを導き、条約脱退論者に力を与えることとなった。

最後にワシントン軍縮条約廃棄と南進の關係について触れたい。ワシントン軍縮条約の廃棄を南進と結びつけ、条約廃棄は将来の南進のためのものであったとする議論がある。南進が初めて国策レベルにおいて定められたのは、ワシントン条約廃棄後の昭和一一（一九三六）年八月の「国策の基準」<sup>(42)</sup>及び「帝国外交方針」<sup>(43)</sup>においてであった。前出のペルツは次のように述べている。

日本の軍事指導者たちは（日本の）対外的な拡大は必要であるし、また可能であるとも信じた。日本の軍事指導者たちは、米  
国や英国が、日本の軍事的な行動に対抗するために必要な軍事力を欠いているにもかかわらず、日本の平和的な經濟進出に対し  
て彼らの帝国のドアを閉じていると信じていた。したがって日本の提督たちは、もし彼らが条約の拘束から脱する事ができれば、  
強力な艦隊を作りあげることができるようになり、また（それによって）中国と東南アジアに勢力圏を確保することが可能とな  
り、日本は世界の大国のひとつとなると信じた。<sup>(44)</sup>

ペルツによれば、ワシントン軍縮条約の廃棄→海軍力の増強→南進は、条約廃棄の当初から日本海軍にとって一連  
の行動として意識されていたことになる。しかし「国策の基準」などにおける「南進」の記述は、陸軍に対抗して海  
軍の軍備を充実するための作文の面が強かったと思われる。<sup>(45)</sup>この時期、海軍が軍備充実つまり予算獲得に熱心であつ  
たことはよく知られている。戦後になってからの回想であるが、広田弘毅は「国策の基準」について「単に予算を取  
るために軍部においてこしらえたもので、それ以上の実質的意義は考えておらなかつた」と述べているし、<sup>(46)</sup>当時外務  
省東亞局第一課長であつた上村伸一も、「元來『国策大綱』（『国策の基準』の前身）は海軍々備充実擴張の基礎を得んが

ために海軍側より働きかけ、陸軍の政務関係を除外し主として作戦関係者と協議の上成立せしめたるもの」と述べている。<sup>(47)</sup> この予算獲得要求について南進のための準備と考えることは正しいとは思われない。「国策の基準」が策定された翌年のことであるが、当時海軍次官であった山本五十六は、国民向けラジオ放送において、次のように述べている。

尚繰返し一言申上げたいことは、今期議会に提出せられました海軍予算に計上してある新補充計画を以て、無条約時代に対処するために増大されたものの如く解して居る向きもありますが、之はさうではないのであります。若し旧条約が存続されていまして、今年から丁度主力艦の代換の時期に達しますので、当然主力艦の建造に着手する必要がありますし、又其他の艦種においても老朽艦の代艦建造や、主力艦其の他の劣勢比率の弱点を補ふ為に制限外艦艇の建造を必要と致しますので、其の経費も亦相当多額を要した訳でありまして、仮令無条約にならなくとも、相当の補充費を必要とした次第であります。<sup>(48)</sup>

当時は一五年間のネーヴァル・ホリデイの後を受け、大量の戦艦の代替建造を必要としていた時期であった。このため、南進にかかわりなく、海軍予算の大幅な増大は避けては通れない問題であった。南進については論じるべきことが多いが、本稿では、条約廃棄と南進が必ずしも直線的に結び付くものではないことを指摘して、稿を終えることとしたい。

史料の引用にあたっては読みやすくするため適当に句読点を付し、旧字体は新字体に改めた。また引用文中の「」内は原文のものであり、（ ）内は筆者が説明のため挿入したものである。

(1) 正式名称は「海軍軍備制限ニ関スル条約」であるが、慣用的にワシントン軍縮条約と呼ばれることも多いので、以下においてはワシントン軍縮条約と略記する。またロンドン海軍軍縮条約の正式名称は「海軍軍備ノ制限及縮小ニ関スル条約」で

あるが、同様にロンドン軍縮条約と略記する。さらにワシントン軍縮条約を審議・締結した国際会議を以下においてはワシントン会議と略記し、ロンドン軍縮条約を審議・締結した国際会議をロンドン会議と略記する。ロンドン軍縮条約第二三条の規定に基づき昭和一〇年に開催された会議を第二次ロンドン会議と略記する。昭和五年に締結されたロンドン軍縮条約は第二三条において、その有効期間を昭和十一年二月三日までと定めるとともに、締約国は「本条約二代り且本条約ノ目的ヲ遂行スル新条約ヲ作成スル為」昭和一〇年に会議を開催すると定めていた。これに関連して、昭和九年英国から関係国に対して昭和一〇年の会議を「容易ナラシメル為」準備行為トシテ「予備交渉の提案がなされた。この提案を受け、日英米三カ国の予備交渉が同年一〇月二三日から開始された。

- (2) 大正十一年に締結されたワシントン軍縮条約は第二三条において、その有効期間をロンドン軍縮条約と同じく昭和十一年一月三十一日までと定めるとともに、上記期日の二年前までに締約国が条約廃止の通告を行わない場合、締約国が廃止の通告を行って以後二年を経過するまでは条約は引き続きその効力を有すると定めていた。この点がロンドン軍縮条約と異なる点であった。つまり日本政府が昭和十二年以降ワシントン軍縮条約の制限から離脱しようとするれば、昭和九年一月末日までに条約廃止の通告をなさなければならなかった。このことが、ロンドンにおいて第二次ロンドン会議の予備交渉が行われていた昭和九年一月に日本政府がワシントン軍縮条約廃止の通告を行った理由である。

- (3) ワシントン軍縮条約廃止問題のみを取り上げているのは、Stephen E. Pelz, *Race to Pearl Harbor: The Failure of the Second London Naval Conference and the Onset of World War II* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 1975) 頁58。ワシントン軍縮条約廃止問題を部分的にも取り上げているものは相当膨大な数にのぼるが、本稿記述にあたり、参考とした主たるものを挙げれば次の通りである。麻田貞雄『両大戦間の日米関係——海軍と政策決定過程』(東京大学出版会、一九九三年)、同『日本海軍と対米政策及び戦略』細谷ほか編(新装版)『日米関係史 開戦に至る十年(一九三二—四一年)』巻二、陸海軍と経済官僚(東京大学出版会、二〇〇〇年)、防衛研修所戦史室(野村実稿)『大本営海軍部・連合艦隊(一)』開戦まで(朝雲新聞社、一九七五年)、(以後『大本営海軍部・連合艦隊(一)』と略記する)、相沢淳『海軍の選択——再考 真珠湾への道』(中央公論社、二〇〇二年)。Sadao Asada, *From Mahan to Pearl Harbor: The Imperial Japanese Navy and the United States* (Annapolis, MD: Naval Institute Press, 2006); Idem, *Culture Shock and Japanese-American Relations: Historical Essays* (Columbia: University of Missouri Press, 2007); N.H. Gibbs, *Grand Strategy, Volume 1: Rearmament Policy* (London: Her Majesty's Stationery Office, 1976); Stephen Roskill, *Naval Policy between the Wars, Vol.2, The Period of Reluc-*

- tant Rearmament, 1930-1939* (London: Collins, 1976); Robert Gordon Kaufman, *Arms Control during the Pre-Nuclear Era: The United States and Naval Limitation between the Two World Wars* (New York: Columbia University Press, 1990); Emily O. Goldman, *Sunken Treaties-Naval Arms Control between the Wars* (University Park: Pennsylvania State University Press, 1994).
- (4) しかし近年の研究では、麻田らの研究は個人や派閥間の思想の差異を過大視しているのではないかとの批判がある。例えば、平松良太「第一次世界大戦と加藤友三郎の海軍改革——一九一五～一九二三年(一)」「(二)」「(三)」『法学論叢』第一六七巻第六号、第一六八巻第四号、第六号、二〇一〇年九月、二〇一一年一月、三月、同「ロンドン海軍軍縮問題と日本海軍(一)」「(二)」「(三)」『法学論叢』第一六九巻第二号、第四号、第六号、二〇一一年五月、七月、九月。また大角人事については、太田久元「大角人事」再考』『立教史学』第一号、二〇一〇年)が新たな視点を提示している。
- (5) 麻田貞雄は、その著書においてワシントン軍縮条約締結以降の軍事技術の変化を記述している。Asada, *From Mahan, 130, 187-188, 190, 200*. ワシントン軍縮条約廃棄問題と軍事技術の変化や代換の問題の関係を本格的に取り上げているのは、河尻融「ワシントン海軍軍縮条約廃棄問題についての一考察——戦艦の代換問題を中心に——」『法学政治学論究』第九七号(二〇一三年夏季号)である。特に代換の問題は河尻が初めて取り上げたものである。
- (6) Pelz, *Race to Pearl Harbor*, 98-122.
- (7) Raymond G. O'Connor, *Petious Equilibrium: The United States and the London Naval Conference of 1930* (Lawrence: University of Kansas Press, 1962), 66, 96. 昭和一〇年一月(一四)日在ニュー・ヨーク沢田総領事より広田外務大臣宛(電報)「外交評論家アンドレ・シロオのラルド・トリビュン紙掲載論文『仏国と海軍条約』について」外務省編『日本外交文書——一九三五年ロンドン海軍会議』(一九八二年)三三六頁。(以後「外交文書——一九三五年ロンドン海軍会議」のように略記する)。
- (8) 五百旗頭真編『日米関係史』(有斐閣、二〇〇八年)第三章(箕原俊洋、高原秀介、村井良太執筆)七八頁。
- (9) 三谷太一郎「転換期」(一九一八—一九二二年)の外交指導——原敬及び田中義一を中心として——」篠原一・三谷太一郎編『近代日本の政治指導——政治家研究Ⅱ』(東京大学出版会、一九六五年)三三二頁。
- (10) 五百旗頭編『日米関係史』第四章(服部龍二、箕原俊洋執筆)八五、八九頁。
- (11) 「ルーズベルト海軍次官」要スルニ米国案ハ主義トシテ現勢力比維持主義ヲ採リ国家安全主義ヲ採ラス。是後者ニ依ル時

ハ議論紛糾シテ容易ニ決定セサルヘケレハナリ。」昭和一〇年一月二三日(着)ワシントン会議全権より内田外務大臣宛(電報)「我方修正案ニ同意シ難キ旨ノ米側意向ニ関スル件」『外交文書——ワシントン会議上』(一九七七年)二七五頁。もっとも昭和五年のロンドン会議の時は、米側は一転して現勢力比主義をとらず(ハインチ砲搭載甲巡についての現勢力は日本が優勢)、ワシントン会議の五対三の比率を実績として強調した。

- (12) 大正一〇年二月五日(着)ワシントン会議全権より内田外務大臣宛(電報)「七割固執ハ会議ヲ失敗セシムル虞アル旨意見具申ノ件」『外交文書——ワシントン会議上』二九六—二九七頁。

- (13) 昭和五年のロンドン会議においても、英米との良好なる関係維持を優先する外交姿勢はかろうじて維持されていた。米国の最後の譲歩案(日米妥協案と称された)に対する対応について若槻は幣原に次のように述べている。「会議決裂ノ結果ハ明年ヨリ主力艦ノ代換ヲ始メサルベカラズ。補助艦ニ付テモ英米特ニ米國ハ故意ニモ日本ノ追求困難ナル製艦競争ヲ為スニ至ルベク、之ガ財源ノ負担ハ疲弊シタル日本經濟界ノ回復ヲ阻害スルコト甚ダシカルベク、又明年一月ニ償還期ノ到達スル英貨公債ノ借換ヘモ之カ如何ナルコトナルヤ計リ難ク、更ニ國際關係ニ及ホス影響ニ至リテハ英米ノ感情ヲ損シタル日本ノ立場ガ頗ル苦境ニ陥ルベキコトハ火ヲ賭ルヨリモ明カナリ(以下略)」『外交文書——一九三〇年ロンドン海軍会議下』一六一頁。

- (14) 大正一〇年二月二〇日(着)ワシントン会議全権より内田外務大臣宛(電報)「山東鉄道問題ノ急速解決方ニツキ諒訓ノ件」『外交文書——ワシントン会議下』(一九七八年)四九六—四九七頁。

しかし、米國からの圧力があつたとしても、日本が中国に対して行える譲歩に限界があつたことは言うまでもない。滿蒙の特殊権益である。これについて麻田貞雄は、ルート決議(四原則)中の安寧条項(中国において「友好國の安寧ニ害アル行動」をさしひかえること)は、「帝國ノ国防並經濟的生存ノ安全」が滿蒙特殊利益に大きく依存するという日本の伝統的主張に対して、米國が暗黙の了解と譲歩を示したものと解している。ルート全権自身「内密のチャネルを通じて日本全權に「滿州に関しては、日本の現地位になんら變動なきは勿論」と述べていた」。麻田「兩大戦間の日米關係」一三〇—一三一頁。

- (15) George Baer, *One Hundred Years of Sea Power: The U.S. Navy, 1890-1990* (Stanford, CA: Stanford University Press, 1994), 94.

- (16) 昭和一〇年一月一日(着)ワシントン会議全権より内田外務大臣宛(電報)「ワシントン会議開会ニ関シ報告ノ件」

- 『外交文書——ワシントン会議上』二三五—二二六頁。
- (17) 昭和一〇年の第二次ロンドン会議（予備交渉を含む。）の場合、政治問題を討議から除外することが日本政府の交渉への参加条件であった。昭和九年五月一八日、在英国松平大使より広田外務大臣宛（電報）「軍縮予備交渉開催方に関し英国外相日本の態度打診」『外交文書——一九三五年ロンドン海軍会議』七三頁。その結果日米の代表団は、比率の上昇をめぐって不毛の議論を繰り返すことになった。
- (18) Baer, *One Hundred Years*, 90-91.
- (19) *Ibid.*, 90-103.
- (20) *Ibid.*, 105, 112.
- (21) 大正一〇年一〇月一四日加藤全権に交付「華盛頓会議日本全権委員ニ対スル訓令」『外交文書——ワシントン会議上』一八五—一八六頁。
- (22) 日本海軍の邀撃漸減作戦については、Yoichi Hirama, “Japanese Naval Preparations for World War II,” *Naval War College Review* 44, no.2 (Spring 1991): 63-81。
- (23) 石川信吾「次期軍縮対策私見」（昭和八年一〇月二一日）、「海軍——加藤寛治日記」（続・現代史資料五）（みすず書房、一九九四年）四八一頁。（以後『海軍——加藤寛治日記』とする。）
- (24) 同右、四八〇頁。
- (25) 昭和九年一〇月、海軍有終会は『現存海軍軍縮条約内容の検討』と題する小冊子において、「左記彼等の公言は最も有効に米国の（六割制限の）真目的を語るものである」として米国海軍軍人の発言を紹介している。そのいくつかを紹介する（経歴などはいずれも原文のまま）。
- 「ブラット大将（前合衆国艦隊司令長官、倫敦会議当時の専門委員、会議後作戦部長（現在退役））
- 五—三比率は米国が多大の犠牲を払いて獲得せるものにして、「中略」、米国は百年ならずして支那を援けて戦うことあるべきが故に此の比率は譲歩すべからず。
- スタンドレー大将（現作戦部長、倫敦会議当時作戦部次長として活躍）
- 五—三比率は米国の通商及び通商路を保護する上に成算を与ふるものとして一般に承認されあり。日本の対米比率を六割以上に増加せんか、米国は極東に於ける如何なる支配も為し得ざるべし。」

- 財団法人海軍有終会『現存海軍軍縮条約内容の検討』(一九三四年一〇月)二四頁。
- (26) Warren I. Cohen, *America's Response to China: A History of Sino-American Relations*, 5th ed. (New York: Columbia University Press, 2010), 94.
- (27) *Ibid.*, 96-97.
- (28) William R. Braisted, *The United States Navy in the Pacific, 1909-1922* (Austin: University of Texas Press, 1971), 505 からの引用。
- (29) Cohen, *America's Response*, 115-116.
- (30) *Ibid.*, 118-121.
- (31) Herbert Hoover, *The Memoirs of Herbert Hoover: The Cabinet and the Presidency, 1920-1933* (New York: Macmillan, 1952), 366-367.
- (32) 北岡伸一「太平洋戦争の『争点』と『目的』」(細谷千博ほか編)『太平洋戦争』(東京大学出版会、一九九三年)五六七—五六九頁。
- (33) 末次信正「軍縮対策私見(海軍大将・末次信正、昭和九年六月八日)」『海軍——加藤寛治日記』五三四—五三五頁。
- (34) 例えば、海軍省軍事普及部の「国民生活と軍縮問題」は、「抑も個人の場合に於ても正当防衛の権利は平等であって、自己を防衛する権利には貴賤貧富の別があらう筈はない。独立の国家間に於てもそれは同様であって、国防の安固を期する為必要とする限度の軍備を整齊するの権利は各国等しく之を享有するものである。或国は大軍備を擁して大国の誇りを示すに反し、或国は国の発展どころか生存の為必要とする軍備を持つことさへ許されないと云ふが如きは生存権平等の公理に反するところである」と述べている。海軍省海軍軍事普及部「国民生活と軍縮問題」(一九三四年一〇月)八一—九頁。
- (35) 末次、「軍縮対策私見」『海軍——加藤寛治日記』五三六頁。
- (36) 『大本営海軍部・連合艦隊(一)』三二七頁。
- (37) 「海軍軍縮方針に関し陸軍省軍務局長の海軍省軍務局長に為したる質問及之に対する答えの要旨(六月一日於陸軍省)」『日中戦争四』(現代史資料二二)(みすず書房、一九七八年)一七頁。(以後「日中戦争四」と略記する。)
- (38) 「海軍軍縮に関し陸海軍大臣会談要旨(昭和九、七、二〇於陸軍大臣官邸)」『日中戦争四』三三三頁。
- (39) 昭和十一年二月六日、在米国斉藤大使より広田外務大臣宛(電報)「米国外政策の傾向と我が国が執るべき対米政策に

- 関する包括的報告について」『外交文書——昭和期Ⅱ第二部第五卷（昭和十一年対欧米・国際関係）』（二〇〇七年）二七二—二七三頁。
- (40) 「歴史ヨリ見タル建艦競争ニ関スル一考察」軍備制限研究委員会『第六卷 昭和一〇年軍制研甲第一〇号ノ一、二、二ノ七、二ノ八、三』第一〇参考調査事項第三款関係国海軍造船状況一四—一五頁（防衛研究所史料室⑨榎本四三三）。
- (41) 伊藤正徳もワシントン軍縮条約廃棄後の日米間の建艦競争について「しかしながらそういう競争をしていく間には、必ず是は堪らないということの日英米いづれもが感じてくるに決まっています。そこで何年か後には必ず軍縮会議が再開されるでしょうが、それまでは我々は齒軋りをして競争に堪えて行かなければならぬ」と述べ、建艦競争が「何年か後には」終息するとの見方を示している。伊藤正徳『軍縮会議脱退後の日本海軍』（東洋経済出版部、一九三六年）一九—二〇頁。
- (42) 「国策の基準」（昭和十一年八月七日五相会議決定）『日中戦争一』（現代史資料八）（みすず書房、一九六四年）三六一—三六二頁。（以後『日中戦争一』と略記する。）
- (43) 「帝国外交方針」（昭和十一年八月七日総理、外務、陸軍、海軍四大臣決定）『日中戦争一』三六三—三六五頁。
- (44) *Pelz, Race to Pearl Harbor*, 228.
- (45) 波多野澄雄は、「国策の基準」が「作文」としての側面を持っていたと同時に、日本海軍においては「国策の基準」策定の前年に「対南方方策研究委員会」を発足させ、南洋進出の具体策の検討を急いでいたことからわかるように、「単なる『作文』以上に、「南進」構想の体系化に向けて努力していたのである」と述べている。波多野澄雄「昭和海軍の南進論——歴史と人物」（一九八四年二月号）。野村実は当時の第一委員会（「国策の基準」の前身となる「国策大綱」を作成した。）の関係者は全て南進について「平和的に主として『移殖民及経済』の両面で発展する考え方であった」としている。『大本営海軍部・連合艦隊（一）』二九六頁。
- (46) 『大本営海軍部・連合艦隊（二）』二九九頁。
- (47) 「国策大綱決定の経緯」（昭和十一年八月二日（外務省東亜局第一課長）上村伸一記）『日中戦争一』三五九頁。
- (48) 海軍次官 山本五十六「海軍軍備無条約時代を迎へて——一月二十二日放送」『水交社記事』（昭和十二年三月号）五一—六頁。

河尻 融 (かわじり とおる)

所属・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

最終学歴 Johns Hopkins University, School of Advanced International Studies, M. A.

所属学会 日本国際政治学会、国際安全保障学会、軍事史学会

専攻領域 国際政治、戦争史、安全保障研究